

奈良県難病診療連携拠点病院及び奈良県難病診療専門支援病院の指定
並びに奈良県難病医療協力病院の登録に関する要領

(主 旨)

第1条 この要領は、奈良県難病医療提供体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づく奈良県難病診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び同条第2項の規定に基づく奈良県難病診療専門支援病院（以下「支援病院」という。）の指定、並びに要綱第4条第1項の規定に基づく奈良県難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）の登録に関して必要な事項を定める。

(拠点病院の指定)

- 第2条 奈良県知事（以下「知事」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（以下「病院」という。）で、別途定める「奈良県難病診療連携拠点病院及び奈良県難病診療専門支援病院選定基準」に掲げる、拠点病院の選定基準を全て満たす病院のうち、県下で1ヵ所、拠点病院を指定する。
- 2 拠点病院の指定を受ける当該病院の開設者は、奈良県難病診療連携拠点病院指定同意書（第1号様式）を知事に提出する。
 - 3 知事は、指定した拠点病院に対し奈良県難病診療連携拠点病院指定書を交付する。

(支援病院の指定)

- 第3条 知事は、次に掲げる病院のうちから、支援病院を指定することができる。
- (1) 別途定める「奈良県難病診療連携拠点病院及び奈良県難病診療専門支援病院選定基準」に掲げる、支援病院の選定基準を満たす病院
 - (2) 開設者が指定を申請し、奈良県が承認した病院
- 2 前項第1号の規定により、支援病院の指定を受ける当該病院の開設者は、奈良県難病診療専門支援病院指定同意書（第2号様式）を知事に提出する。
 - 3 第1項第2号の規定により、支援病院の指定を希望する当該病院の開設者は、奈良県難病診療専門支援病院指定申請書（第3号様式）、難病医療提供体制報告書（第4号様式）により知事に申請する。
 - 4 知事は、第1項第1号及び同項第2号に基づき指定・承認した支援病院に対し奈良県難病診療専門支援病院指定書を交付する。

(協力病院の登録)

- 第4条 知事は、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条に基づく指定医療機関（以下、「指定医療機関」という。）のうち、病院若しくは有床診療所から、協力病院を登録することができる。
- 2 協力病院の登録を希望する病院若しくは有床診療所は、奈良県難病医療協力病院登録申請書（第5号様式）により知事に申請する。
 - 3 知事は、申請を受けたときは、当該病院若しくは有床診療所に対し、奈良県難病

医療協力病院登録書を交付する。

(届出事項の変更)

第5条 指定及び登録を受けた病院若しくは有床診療所において、届け出た事項に変更が生じた場合、開設者は届出事項変更届（第6号様式）により、速やかに知事に届け出るものとする。

(拠点病院及び支援病院の指定取消)

第6条 知事は、指定した病院のうち、拠点病院あるいは支援病院がその役割を果たすことができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

- 2 当該病院の開設者が自ら指定の辞退を希望するときは、拠点病院指定辞退申出書（第7号様式）または支援病院指定辞退申出書（第8号様式）を知事に提出し、指定書を返還する。

(協力病院の登録抹消)

第7条 知事は、登録した病院若しくは有床診療所のうち、協力病院がその役割を果たすことができないと認めるときは、登録を抹消することができる。

- 2 当該病院の開設者が自ら登録の抹消を希望するときは、協力病院登録抹消願（第9号様式）を知事に提出し、登録書を返還する。

(診療状況等の報告)

第8条 拠点病院及び支援病院は、指定後速やかに、診療科名報告書（第10号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 拠点病院、支援病院及び協力病院は、難病相談支援センター及び難病診療連携コーディネーター等から依頼があったときは、病院情報や難病患者の診療状況等を速やかに報告するものとする。

(病院情報の公表)

第9条 県は原則として、拠点病院及び支援病院の病院名、指定疾患群及び報告を受けた診療科名等の病院情報を公表する。また、協力病院の病院名等の病院情報を公表する。これらの病院情報は、拠点病院及び難病相談支援センターのホームページ等に掲載する。

- 2 指定及び登録を受けた病院もしくは有床診療所は、拠点病院、支援病院の指定及び協力病院の登録を受けている旨を施設内に掲示したり、印刷物やホームページ上に掲載することができる。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から施行する。